

障害児通所支援事業所従業者の 人員基準の見直しについて

令和6年9月19日
こども家庭庁支援局障害児支援課

こどもまんなか
こども家庭庁

重点8:障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し
(こども家庭庁)

第1次ヒアリングを踏まえた検討

提案団体との意見交換

- 提案団体のうち、鳥取県、大阪府、和歌山県、北海道、長野県、高知県と事務レベルでの意見交換を実施。
(8月15日、16日、20日。各回1時間程度。)
- 提案団体に対しては、今回の提案に至る背景(管内の障害児支援体制の状況)、内閣府令で定める人員基準を「参酌する基準」とした場合に定める予定の基準、これまでの障害児支援による対応等について主に伺った。

いただいたご意見

- 提案団体によれば、必ずしも内閣府令で定める人員基準を「参酌する基準」にすることを求めるものではないが、中山間地域等に障害児支援サービスが提供されるよう、人員基準等の具体的な見直しの方策として、以下のご提案を頂いた。
 - ・ 僻地でのニーズがあっても事業所の単独運営は難しいため、本体施設があった上で従たる事業所の設置を認めること
 - ・ 僻地での支援ニーズに応じて、本体事業所とは別の事業所の設置を認めること
 - ・ 児童発達支援管理責任者や直接処遇職員の配置の在り方について、中山間地域の実態を踏まえて見直すこと

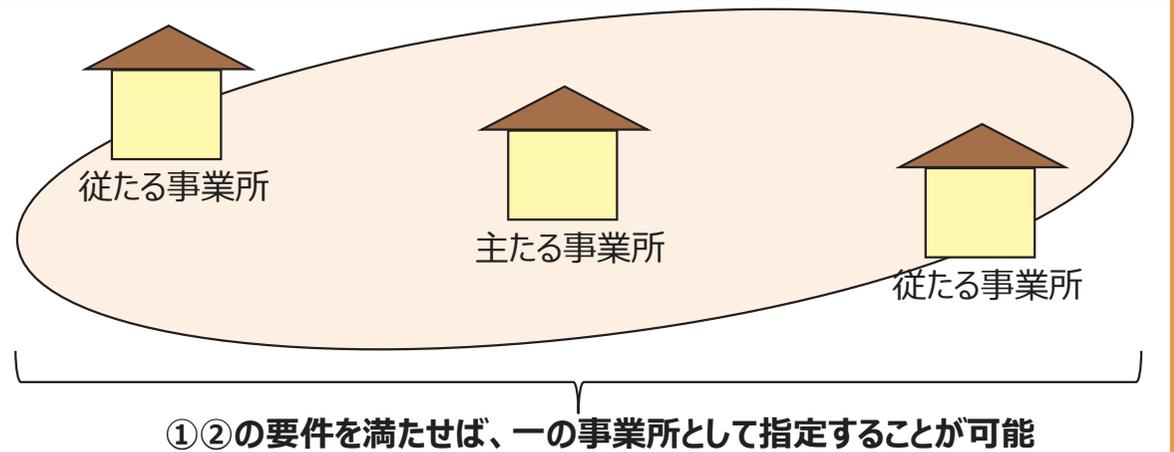
今後の検討の方向性について

- 現時点で検討可能な対応策としては、「従たる事業所」の活用が挙げられ、まずは、現在も活用可能な制度として周知を行う。
- その上で、現在の活用状況について実態把握を進めた上で、現行の取扱いが中山間地域等においても使いやすいものとなるよう見直しを検討する。
- 従業者の配置の在り方については、今年度調査研究事業を行い実態を把握することとしており、その結果も踏まえて、より中山間地域等に障害児支援サービスが届くような実効的な方策を検討してまいりたい。

従たる事業所の取扱いについて

主たる事業所・従たる事業所について

児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービスについては、①及び②の要件を満たす場合は、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、1又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを1の事業所として指定することが可能。



26

<p>① 人員及び設備に関する要件</p>	<p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。</p> <p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p>
<p>② 運営に関する要件</p>	<p>ア 利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p>

一時保護施設の設備及び運営に関する基準の 経過措置期間延長に係るご提案について

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

令和6年9月

重点10:「一時保護施設の設備及び運営に関する
基準」の経過措置期間の延長(こども家庭庁)

提案に対する検討状況①

専門部会における委員からのご指摘

- 現実問題として2年間の経過措置期間では対応できない地方自治体が出てきており、経過措置期間の延長を行うべきではないか。
- 地域によって一時保護施設の入所率や施設整備状況などの事情が異なることから、個別の実情を踏まえて合理的な経過措置期間を設定すべきではないか。
- 人材確保が困難であることに加え、短期間に職員を増員した場合に、専門性の高さゆえに人材育成が追い付かず、経験不足による支援の質の低下やトラブルにつながりかねないのではないか。



個別ヒアリング（計12自治体）を実施

- 児童指導員については、国の基準を誤解しており、既に基準を満たしている自治体も多数あった。
- 心理職の職員については、児童相談所の児童心理司の配置等でも必要となっていることや、児童相談所や一時保護所の新規開設により人の取り合いとなっていることから、採用自体が厳しい状況がある。
- 新たに全室個室ユニット化を進めている自治体では、1ユニットにつき1人夜間に職員を配置しなければならないという基準により大幅に人員を増やす必要があり、2年で必要職員数を確保することは困難。
- 新しい基準の水準自体は一時保護施設が目指すべき姿であると考え賛同しており、配置基準の緩和ではなく、経過措置期間の延長ができないか。

提案に対する検討状況②

2 次回答

一時保護施設は、虐待等で身体的、精神的に傷つき、特に不安や緊張が大変高い状態にあるこどもたちがその安全が確保されるまでの間、短期的に入所する場所であり、こども一人一人の状況に応じた心理的ケアも含め、安心して生活できる環境を早急に整備していくことが必要である。その一方で、職員の確保が困難であること等の自治体の事情との兼ね合いも踏まえ、経過措置期間を2年と設定したところ。なお、この2年という期間は、過去の児童福祉施設等の人員基準を引き上げる際の経過措置に照らしても決して短くない期間である。

経過措置期間を5年に延長することとなれば、全国で十分かつ適切なケアが提供されないこどもをさらに多く生じさせてしまうことに加え、一時保護施設を設置している自治体の中には、2年間の経過措置期間内で基準を満たすべく、人員配置等を要求し、採用活動を行うなど一時保護施設の環境整備のために尽力されている自治体も一定数存在している中で、経過措置を一律で延長することは、こうした自治体の早急な体制整備に向けた努力を抑制することにつながりかねず、極めて慎重な検討が必要である。

一方で、一時保護施設の環境改善に前向きに取り組んではいるものの、基準を満たす人員を確保することに苦慮されていたり、人材育成に時間を要したりなど自治体における厳しい実情は承知しており、提案自治体等との個別ヒアリング等を踏まえつつ、こどもの安全・安心と最善の利益のために、どのような対応が可能か検討してまいりたい。

(参考) 一時保護施設の設備運営基準の策定等

- 一時保護施設のこどもの権利擁護や個別ケアの推進が図られるよう、新たに「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(内閣府令)を策定し、本年3月に公布(従前は児童養護施設の基準を準用する取扱い)。
- 併せて、こどもに対する処遇・ケアのあり方を見直し、運営面の改革を進めていく観点から、「一時保護ガイドライン」(局長通知)を全面改正して発出。
- 令和6年度予算に、一時保護施設の職員配置等の環境改善のための予算も盛り込み。

一時保護施設の設備・運営基準の主な内容

○児童の権利擁護に関する事項

- ・ 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るように努めなければならない等

○設備の基準

- ・ ユニットの整備に努める
- ・ 少年の居室の定員は1人となるよう努める 等

○職員配置の基準

- ・ 児童指導員等に加え、学習指導員、心理療法担当職員、看護師を配置
- ・ 児童指導員及び保育士の総数について、満3歳以上の児童おおむね3人つき1人以上とする
- ・ 心理療法職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする
- ・ 一時保護施設に管理者及び指導教育担当職員を配置
- ・ (ユニットを整備している場合) 夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない(ただし、夜間に置かれる職員全体の数は2人を下ることはできない) 等

○教育

- ・ 一時保護施設は、児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない 等

○第三者評価

- ・ 定期的に外部の者による評価を受け、常に業務の質の改善を図らなければならない 等

一時保護ガイドラインの主な内容

○一時保護施設の生活上のルール・服装等の制限

- ・ 「正当な理由」に基づくものか、こどもの意見を十分踏まえて、定期的に点検・見直し
- ・ 生活上のルール及びその理由について説明資料に記載し、その発達状況等に応じて丁寧に説明
- ・ こどもの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意 等

○児童の所持品の持込制限

- ・ 様々な工夫により持込みを禁止する範囲が必要最小限のものとなるよう努める
- ・ 心理的に大切な物については、こどもが所持できるよう最大限配慮 等

○教育・学習支援

- ・ こども希望を尊重しながら、その置かれている環境や事情を勘案して、学校への通学に必要な支援等に努める。
- ・ こどもの一人ひとりの習熟状況に応じた学習教材(タブレット学習端末等)の提供など創意工夫した学習を展開 等

令和6年度予算

- ・ 一時保護施設の配置改善(児童指導員等の配置改善、専門職(看護師、学習指導員、心理療法担当職員)の配置)
- ・ 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進
- ・ 学校への通学等に付き添う者の配置や学校への送迎に要する交通費への補助 等

(参考) 関連する閣議決定等

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
(児童虐待防止対策等の更なる強化)

さらに、こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進する。

こどもまんなか実行計画（令和6年5月31日こども政策推進会議決定）（抄）

Ⅱ こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
(一時保護所の環境改善及び孤立したこども・若者への支援)

一時保護施設の環境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進等

令和4年改正児童福祉法に基づき、令和6年度から新たに一時保護施設の設備運営基準を策定し、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定することで、一時保護施設の環境改善を進める。また、こどもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、一時保護委託先の開拓及び委託先への心理面でのサポートを行う。【こども家庭庁】

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(2) 少子化対策・こども政策
(こども大綱の推進)

こども家庭センターの体制強化、家庭支援事業の充実や利用促進、里親やファミリーホームによる支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、若年妊婦の支援、一時保護所の環境改善、認定資格の取得促進など改正児童福祉法に基づく施策を推進する。

(参考) 参照条文①

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）を設けなければならない。

- ② 都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
- ③ 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 一時保護施設に配置する従業者及びその員数
 - 二 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
 - 三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

(参考) 参照条文②

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）（抄）

（職員）

第十八条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。
- 3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。
- 4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第十九条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

- 2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。
- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（心理療法担当職員の資格）

第二十二条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

第三条 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この府令で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第四十二条及び第四十六条の規定を準用する。



大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し

管理番号20

令和6年9月19日

環境省 水・大気環境局



一次ヒアリングにおける回答と提案団体からの見解

提案団体が求める措置の具体的内容

大気汚染状況の常時監視を行う測定局数を削減できるよう、算定に係る基準の見直しを求める。

一次ヒアリングにおける回答

現行の事務処理基準においては、人口及び可住地面積等による基本的な考え方を示した上で、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとしており、都道府県等は、具体的な測定局の数について、各都道府県等の状況を踏まえて決定することが可能となっています。

第一次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 全国的視点の考え方を踏まえると、この調整運用をもって都道府県等が独自に、全国的視点から算定した測定局数を削減するのは困難。
- 設置する測定局数は、大気汚染状況の常時監視の目的達成のための重要な要素であり、かつ国からの法定受託事務である以上、都道府県等が独自に測定局数を決定する場合においても、国から具体的な方法が示されたい。
- 大気汚染状況が大幅に改善されている状況に鑑み、算定基準の見直しを求め、その上で、調整運用が可能であるのであれば、都道府県等で測定局数を削減する場合の具体例を技術的助言として示されたい。

全国知事会からの意見及び提案募集専門部会からの再検討の視点

全国知事会からの意見

法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならない。

また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

● 第1次回答にある「地域区分ごと（の）測定局数の調整」は、平成22年3月の事務処理基準の改正により、「都道府県等による測定局数算定の弾力的な運用を可能とする」ために加えられたものだが、実際にどの程度、弾力的な運用が可能となったのか、具体的なエビデンスを示していただきたい。

● 現行の人口基準・可住地面積基準は、必ずしも科学的な根拠が明らかではないまま、それぞれ平成17年、昭和46年当時の基準値が用いられており、①大気汚染の改善状況、②測定技術の進展、③測定局の中長期的な維持管理コスト等のエビデンスを踏まえた上で、効率的な常時監視を実現すべく、抜本的に見直すべきではないか。

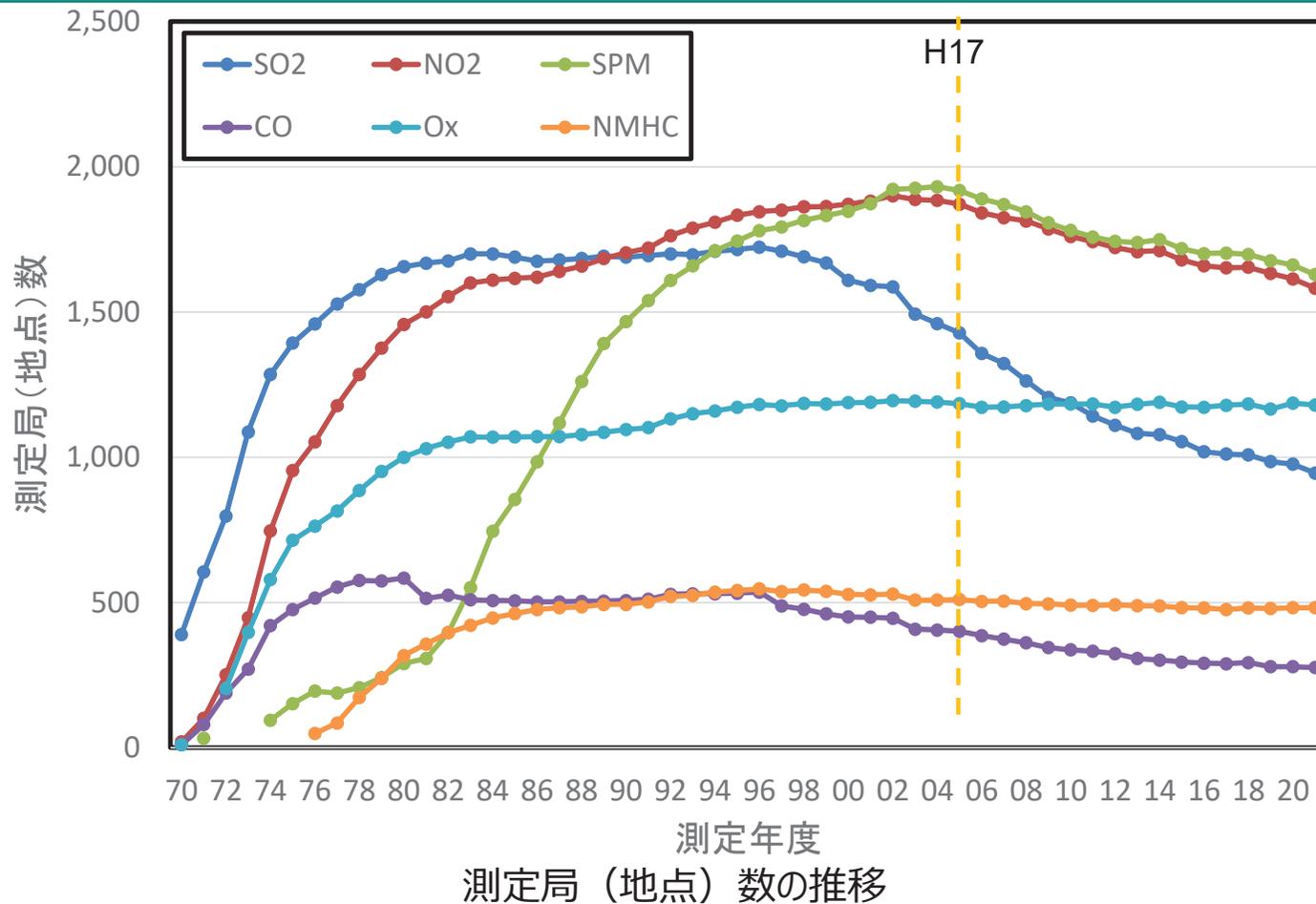
● 同様の観点から、環境濃度レベル・測定項目の特性に対応した測定局数の調整に用いる係数についても抜本的に見直すべきではないか。

二次ヒアリングにおける回答について

回答

平成17年の事務処理基準の策定以降、一部の測定項目については一定程度削減されている。

御指摘を踏まえ、測定局数の実態把握や、都道府県等の関係者への聞き取り等を行い、専門家の意見も聞いた上で当該事務処理基準について必要な見直しを検討したい。



住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大

(管理番号30・108)

重点1：住民基本台帳ネットワークシステムの
利用対象事務の拡大等(総務省)



令和6年9月
総務省自治行政局住民制度課

回答

住基ネットの利用範囲の拡大については、各省庁や自治体に対する調査の結果及び関係省庁との調整結果を踏まえ、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表に規定する対象事務を追加する改正を行う。なお、対象事務の追加の検討に当たっては、制度所管省庁に対し、住基ネットの利用事務を追加する場合に要する費用の逓減方策や、住基ネットで取得可能な本人確認情報以外の情報についてはマイナンバー制度の情報連携により取得可能な場合があることを併せて説明し、真に必要な情報の精査を行った上で検討を行うよう求めている。その上で、新たに住基ネットを利用可能となる事務に係る機関については、住基ネットの利用に当たり「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」（平成14年総務省告示第334号）及び「住民基本台帳ネットワークシステム等のセキュリティ対策に関する指針」等に基づき適切な対応を行うよう改めて周知する。

また、既に住基ネットを利用可能となっている事務については、各機関に対し、住基ネットの利用を徹底するよう令和6年度中に通知を行う。

(参考) 本人情報の取得方法と取得可能な情報について

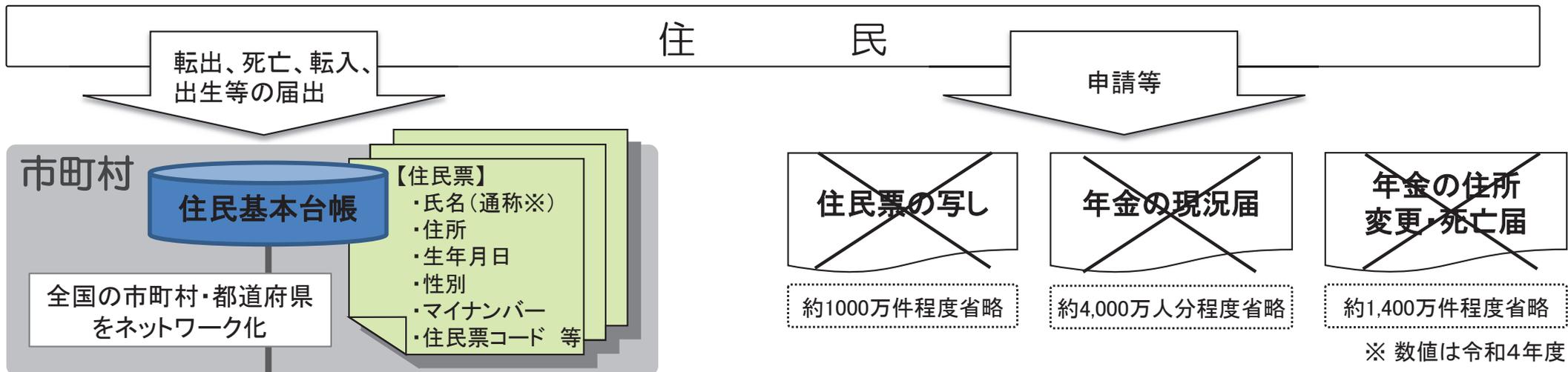
各種制度を利用して取得できる本人の情報の比較

取得方法	取得可能な情報	取得方法	取得可能な情報(本人確認情報)
住民票の写し (総務省)	氏名	住民基本台帳ネットワークシステム (総務省)	氏名
	出生の年月日		出生の年月日
	男女の別		男女の別
	住民となった年月日		住民となった年月日
	住所及び同一市町村内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日		住所及び同一市町村内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
	従前の住所		従前の住所
	住民票コード		住民票コード
	個人番号		個人番号
	異動事由、異動年月日		異動事由、異動年月日
	外国人住民に係る住民票に記載等を行った旨(外国人の場合)		外国人住民に係る住民票に記載等を行った旨(外国人の場合)
		取得方法	取得可能な情報
世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄 (世帯全員についての情報を取得可能)		情報提供ネットワークシステム (デジタル庁)	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主との続柄(続柄コード) (本人についての情報を取得可能)
本籍(番地・町字まで)、筆頭者の氏名			戸籍関係情報(親子関係(親子関係の開始・終了事由、親との続柄、共同親権等)・婚姻関係(婚姻関係の開始・終了事由、婚姻の相手区分等)・未成年後見関係・本人情報(戸籍異動日、戸籍異動事由区分、本籍コード(=5桁の市町村コード)、出生地(市町村名まで)、日本国籍の有無等)
選挙人名簿への登録の有無 等			世帯番号

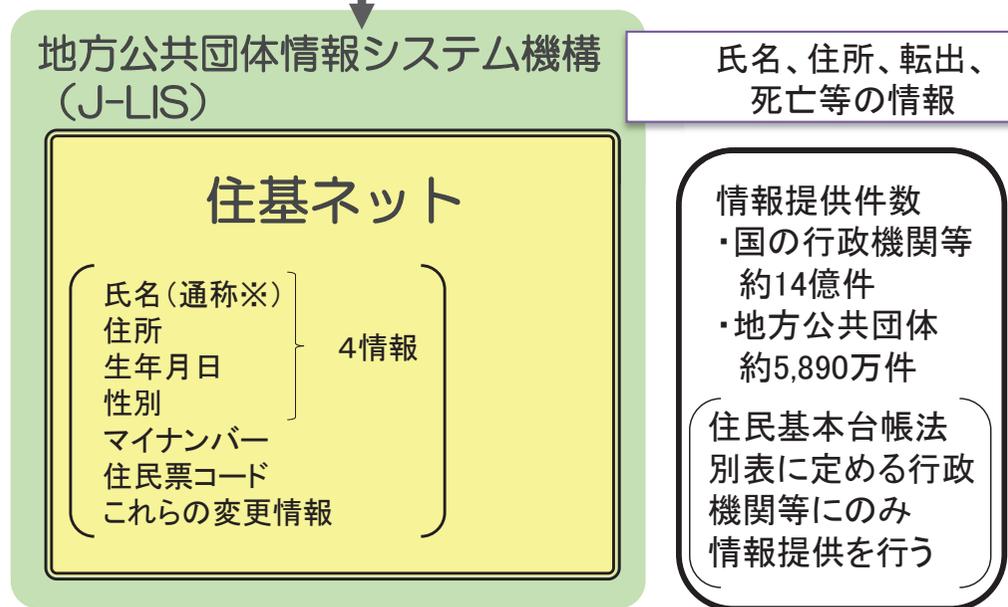
(参考) 市町村の機関であれば、他の市町村を本籍地とする者についても、戸籍情報連携システムを用いて戸籍謄本に記載されている事項を確認可能。

(再掲)住基ネットの概要

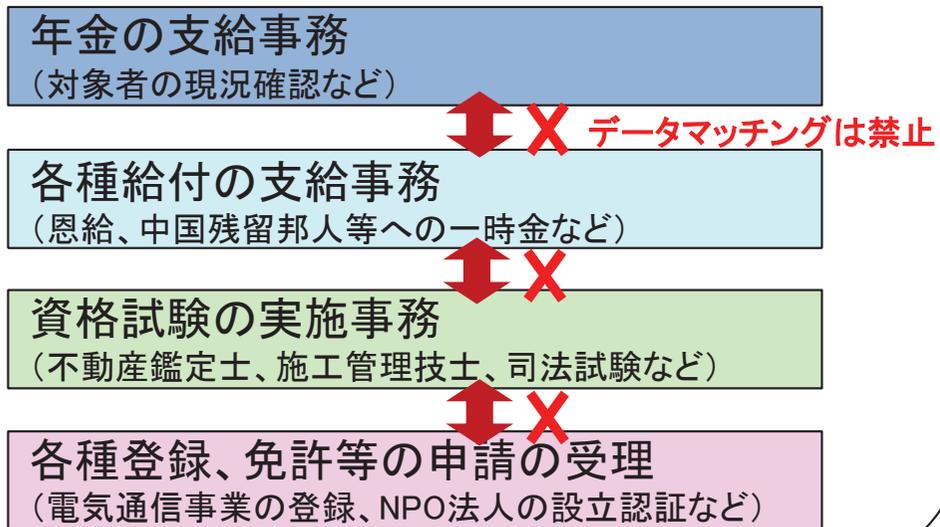
- 平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働 (住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供)
- 平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働 (住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化)
- 平成23年5月 住基ネット訴訟終結 (札幌訴訟勝訴最高裁確定)



41



個別の行政分野



※住民票に通称が記載されている外国人住民の場合